

締約国に関する情報 C R	コスタリカ 一 般 情 報	附属書 B 1 C R
国内官庁の名称	Registry of Intellectual Property (Costa Rica) (知的所有権登録局 (コスタリカ))	
所在地及び郵便のあて名	Apartado Postal 523-2010 Zapote, San José, Costa Rica	
電話番号	(506) 2234 1537, 2202 0885	
ファクシミリ装置	(506) 2234 1537	
電子メール	vcohen@rnp. go. cr jlizano@rnp. go. cr hmarin@rnp. go. cr	
インターネット	www. rnpdigital. com/propiedad_industrial/index. htm	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
コスタリカの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、知的所有権登録局 (コスタリカ) 又はW I P O 国際事務局 (附属書C参照)	
コスタリカが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	知的所有権登録局 (コスタリカ)	
コスタリカを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	
国際型調査に関するコスタリカの規定	な し	

[次頁に続く]

C R	コスタリカ (続き)	C R
国際公開に基づく仮保護	特許付与後、出願人は国際出願の国際公開後の期間について損害賠償を請求する権利がある。このために、そして国際公開がスペイン語によるものでない場合には、出願人は国際出願のスペイン語への翻訳文を知的所有権登録局へ提出しなければならない。仮保護は国際出願のスペイン語による公開の日から適用される。特許、意匠及び実用新案に関する1983年6月13日の法律No. 6867、第11条を参照。	
コスタリカが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
コスタリカが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)(a)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	